

会 議 録
-------

会 議 の 名 称	第1回（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会
開 催 日 時	令和2年6月29日（月） 15時00分から17時00分まで
開 催 場 所	枚方寝屋川消防組合 5階多目的ホール
出 席 者	小寺委員、東委員、今堀委員、石川委員、川元委員、中井委員、山田委員、若槻委員、森本委員、前田委員、島田委員 （事務局）伏見市長、山崎健康福祉部長、服部地域健康福祉室長、三谷障害福祉（生活支援）担当課長、藤本障害福祉（総務・事業）担当課長、峻課長代理、山元係長、藪本係員
欠 席 者	なし
案 件 名	1.（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会会長・副会長の選出について 2.（仮称）枚方市手話言語条例制定について 3.（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会のスケジュール
提出された資料等の名	資料1 案件2.（仮称）枚方市手話言語条例の制定に向けて 資料2 他市の制定状況について 各市の条例 大阪府・寝屋川市・高槻市・大東市・堺市
決 定 事 項	
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	10人
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	障害福祉担当

事務局 定刻になりましたので、ただいまから開催いたします。本日は御多用の中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日は、策定審議会の1回目の開催となり、皆様方にお集まりいただいております。それでは、審議会の開催に先立ちまして、市長より御挨拶いただきたいと思いますが、その前に、本日、御発言の際には、表情も見えるように、恐れ入りますが、マスクをお外しいただいて御発言をお願いいたします。通訳者の方には、感染防止のため、フェースシールドを装着をお願いしております。

それでは、市長、よろしくお願いいたします。

市長 皆様、こんにちは。枚方市の伏見隆でございます。本日は、御多忙の中、第1回の（仮称）手話言語条例策定審議会への御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

審議会の開催にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、本市の福祉施策を初め、市政全般に格別の御支援、御協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

平成18年に国連総会におきまして、障害者の権利に関する条約が採択され、我が国におきましても、平成23年に手話を言語に含めることが障害者基本法において、明らかにされたところでございます。しかし、当時、手話が言語であるという認識は大変低く、手話を習得する機会も限られておりましたことから、各自治体においても、条例の制定をしていこうという動きが見られたところでございますけれども、本市におきましては、国に対して、条例ではなく、法の整備を進めていただくように要望してきたところでございます。この間、市民の手話への理解及び手話の普及促進のため、手話講習会や手話通訳者派遣事業等の施策に取り組んでまいりましたが、これまでの取組をさらに進めて、手話を必要とする聴覚障害者の方も含め、全ての市民の皆さんが安心して共に生きる地域社会をつくっていこうということで、このたび、（仮称）手話言語条例を来年の4月1日の制定に向けて取り組んでいくということで、私ども、目指していきたいと考えております。

本日は、（仮称）手話言語条例の策定について諮問をさせていただきますとともに、委員の皆様には、御議論をどうぞ深めていただきまして、素晴らしい条例が策定できるようですね、どうかお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりまして私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

事務局

【委員紹介】

【事務局紹介】

【配布資料確認】

事務局 今回、初めてということで、会長、副会長が選出されておられませんので、選出されるまでの間、議事のほうは私で進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願ひいたします。

まず、審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をさせていただきます。

事務局 それでは、枚方市附属機関条例第5条第2項で審議会の会議は委員の2分の1以上の出席をもって成立すると規定しております。委員定数11名のうち、本日、ただいまは10名、10人でございますので、出席要件を満たしておりますので、本審議会は成立しておりますことを報告いたします。

事務局 審議会が成立しているということですので、議事のほうを進めさせていただきます。

まず、初めに会長の選出についてお諮りをいたします。

枚方市附属機関条例第4条第2項の規定によりまして、審議会の会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。委員の皆様の御承諾が得られれば、事務局で会長、副会長の案をお示ししたいと思っておりますが、御異議ございませんでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

全委員 異議なし

事務局 ありがとうございます。

それでは、事務局から案をお示しさせていただきたいと思っております。

事務局 それでは、事務局案といたしまして、会長には小寺委員に、副会長には東委員に御就任いただきたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。

事務局 よろしいでしょうか。

全委員 異議なし

事務局 では、御異議なしということで、会長には小寺委員、副会長には東委員に御就任していただくこととさせていただきます。

小寺委員並びに東委員におかれましては、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議事の進行については、以降、小寺会長にお願いをしたいと思いますので、その前に、会長席、副会長席、正面のほうへ恐れ入ります、御移動のほうよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。それでは、会長、副会長のお二人から、まず、御挨拶をいただきまして、その後の議事進行につきましては、会長のほうからということで、よろしくお願いいたします。

【会長挨拶】

【副会長挨拶】

事務局

ありがとうございました。

それでは、以降の進行につきましては、小寺会長、よろしくお願いいたします。

会長

それでは、以後の進行につきまして、私のほうが司会をさせていただきたいと思えます。

お手元の案件に入ります前に、本審議会の公開・非公開について確認をしたいと思えます。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」に基づき、本会議の公開・非公開の取扱いについてお諮りしたいと思えます。

枚方市附属機関条例第6条第1項では、「審議会の会議は公開とする」とされています。ただし、第1項第1号及び第2号に該当する場合は非公開とできるとしていますが、本日の審議会の案件は、いずれにも該当しないことから公開とさせていただきます。また、会議の傍聴にあたっては、本日お配りされています「(仮称)枚方市手話言語条例策定審議会の傍聴に関する取扱要領(案)」のとおりとしたいと思えます。また、会議録の取扱いについてですが、発言内容は全文に近い要約筆記とし、枚方市ホームページなどで公開しております。発言した者の表記につきましては、会長、委員、事務局としております。委員の表記につきましては、市民からの要望もあり、氏名の特定はいたしません。最初に発言された方からA委員、B委員というように委員の前にアルファベット表記をつけております。例えば、最初に発言されたA委員が3回発言されたとすれば、A委員という表記が会議録に3回出てくることとなります。今後も従来どおりの取扱いとすることにしたいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

会長

ありがとうございます。

では、本審議会は公開とさせていただきます。会議録についても公開とし、発言者は会長、A委員、B委員といった表記で作成をお願いします。本日の傍聴希望者がいる場合は、これを許可しますが、いかがでしょうか。おられますか。

事務局 おられます。入場していただきます。

【傍聴者入場】

会長 それでは、次の案件に移りたいと思います。案件2としまして、（仮称）枚方市手話言語条例策定について、事務局から御説明をお願いいたしたいと思っております。

事務局 それでは、お手元の諮問書の写しを御覧ください。6月29日付で、（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会に対し、伏見市長より、（仮称）枚方市手話言語条例策定についての諮問をいたします。  
市長、よろしく申し上げます。

市長 （仮称）枚方市手話言語条例策定審議会会長様。（仮称）枚方市手話言語条例の策定について諮問。標記の件につきまして、市民の手話への理解と普及するための取組を進めるとともに聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図り、全ての市民が安心して共に生きる地域社会の実現を目指す（仮称）枚方市手話言語条例の策定について、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定により貴審議会に諮問します。令和2年6月29日、枚方市長、伏見隆。  
よろしく申し上げます。

事務局 ありがとうございます。それでは、ここで、公務が重なっておりますので、市長は退出されます。

【市長退出】

それでは、資料1、（仮称）枚方市手話言語条例の制定に向けてを御覧ください。手話言語条例につきまして、これまでの経過について、簡単に御説明をさせていただきます。

平成18年に国連総会で、障害者の権利に関する条約が採択され、手話が言語であることが認知され、我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語に含まれることが明らかにされ。平成26年に同条約を批准いたしました。その後、聴覚障害者団体の全国的な要望もあり、各自治体において、条例制定の動きが始まる中、本市におきましては、平成26年3月議会において、市議会より国へ法整備を求める意見書が提出され、市といたしましても、国に対して法整備の要望を行ってまいりました。その後、平成29年に大阪府の条例が制定され、市はその条例に包含されるものとしてきました。このたび令和元年9月、市長が所信表明におきまして、手話言語条例の制定を表明いたしました。また、この間、当事者団体の方からも条例制定の

要望をいただいております。

では、資料1に沿って、御説明させていただきます。

(仮称)枚方市手話言語条例の制定に向けて、まず1、目的ですが、先の説明させていただきました経過を踏まえ、今回、条例を制定する目的といたしましては、本市においては、従来より手話講習会などにより広く市民に向けて手話の普及啓発や、また、手話通訳派遣事業等による情報保障などの施策を推進してきたところですが、改めて、市民の手話への理解と普及に向けた取組を進めるとともに、聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図り、全ての市民が安心して共に生きる地域社会の実現を目指して、この(仮称)枚方市手話言語条例の制定に向け取り組むものでございます。

進め方といたしましては、この(仮称)枚方市手話言語条例策定審議会において、11人の委員の皆様から御意見をいただいております。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染対策や日程的にも皆様いろいろな御理解、御協力いただくこととなりますが、どうぞ、よろしくお願いいたします。

次に、今後のスケジュールでございますが、この第1回の審議会におきまして、策定についての諮問を行います。7月に関係団体からの意見聴取を実施する予定でございます。8月に審議会の第2回目を予定しております。10月に第3回目の審議会を予定し、12月には市民への意見聴取を実施する予定をしております。令和3年1月に第4回目の審議会にて、答申をいただきたいと思います。4月に条例制定の予定としています。

案件2についての説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関しまして、委員の皆さん、何か御意見、御質問ございませんでしょうか。

A委員 手話言語条例、枚方市の場合は、伏見市長が選挙のときの公約にさせていただいて、やっと、こういう審議会が開けるようになったと喜んでおります。また、委員の皆様も忙しい中、遠いところ参加していただいて、枚方市手話言語条例をつくっていただけることを喜んでおります。

僕たちの場合は、ろう学校で口話教育を受けていたんです。口話教育は手話を覚えると口話に良くないとか、口話が上手にならないとか言われて、廊下へバケツを持って立たされるとか、そういう時代もあったんです。それがやっぱり、社会の理解が変わってきて、新型コロナウイルスで外国の大統領とか出るときも、手話通訳がついている。そういうコロナウイルスはものすごく困るんですけど、手話が有名になる、手話も広がったから喜んでるんです。それで今、こういう内容で進めますと言いますが、もうちょっと具体的に説

明してもらわないと、意見を言っているのかどうか迷ってしまうんです。何かそういう進め方が決まっていたら教えてほしい。例えば、テーマについて、これで良いですかとか、そういう話をするのか、もう勝手に思っていることをしゃべって良いのか。その判断、今の説明では分からないから、こんなことを言っているのか、今も心配しているんです。

事務局 会議の進め方ですけれども、こちらから、資料に沿って、案件の御説明をさせていただきます。その中で、御質問とかがあったときに、それぞれ御意見いただけたらなとは思っております。

今回につきましては、この資料1、資料2に沿った形で、目的や進め方や、今後のスケジュールはこういう形です。そこについて、何か御意見があればただく。次に、他市の条例制定状況とかも御説明させていただきながら、こちらの考えている、こういうのを考えていきたいということをお伝えさせていただく中で、また、御意見をいただいこうと思っております。第2回目の審議会のときには、事前にももちろん、資料もお渡ししようと、骨子案をお渡しできるような形では思っているんですが、だから、今日につきましては、今回の私どもがお伝えしております目的や進め方、それから、他市の条例を見て枚方市的にはどういう形にしていくかというところで、皆さんに御意見をいただいこうかなと思っております。

会長 今、事務局のほうから、A委員さんからの御質問に関しまして、回答していただきました。事務局の方から、この条例の制定に向けて、目的であるとか、どう進めていくんやとか、今後のスケジュールということで、来年の4月1日条例制定という間にですね。その間の主たるスケジュール案について、御説明があったわけですが、この点に関して、A委員さん何か御異議、御意見ございますか。

A委員 進め方はこのままでいいですよ。

会長 ほか、御意見ございませんでしょうか。

B委員 申し上げたいことがあります。手話言語条例、それ以前のことをちょっとお話ししたいと思います。いいでしょうか。

まず、手話を広めるということですね。そのために、手話講習会を開きました。手話サークルを立ち上げて、それと同時に仲間を広げていきます。手話を普及するために活動をやってきました。

現在、枚方市から委託され、手話講習会の運営をしております。手話言語条例につきましては、平成18年障害者権利条約が採択されました。それをき

っかけに条約の中に言語、手話は言語であるということを明記しまして。平成23年に障害者基本法の改正がありまして、法律の中に手話は言語であるということが認められております。その後、全国で手話言語法、それを整備する要望をずっと運動をして進めてまいりました。私たちも枚方市に対して、手話言語法を目指す、法が必要な理由をいろいろと御説明に上がりました。

その後、全国、各市町村、都道府県、手話言語条例を立ち上げて、どんどん進めて枚方市におきましても、条例制定の要望をずっと続けてきておりました。

今は、第1歩の状態なんです。まず、枚方市内の日本語と同じように、手話も考えていただきたい。手話を広めていくということ。また、社会の中に手話を広めていくということ。ろうあ者につきましても理解を深め、進められればいいと思っております。

審議会ができたことは非常にうれしく思っております。

今後も手話の普及、ろうあ者に対する理解も深まり、そのために活動を続けていく、手話言語条例をつくり、手話言語法の制定に向けて、活動をしたいと思っております。

会長 ありがとうございます。ほか、ございませんでしょうか。

C委員 質問です。進め方の資料の中に、手話関係団体は8団体と書いてありますが、ほかにもあると思えますが。

事務局 この関係団体である手話サークル、8団体っていうのは、枚方市の生涯学習センターで登録して活動されている団体です。こちらに委員として、関係団体の方に来ていただいておりますので、各団体さんの御意見を委員さんが全部聞いていただいた形で、この会議に意見としていただけるのかなと考えております。この会議に、手話サークルの方たちが参加できていない部分につきまして、意見聴取の機会をつくろうと考えています。

会長 よろしいでしょうか。

C委員 わかりました。

会長 ほか、ございませんでしょうか。

D委員 進め方なんですが、先ほど、ほかの委員さんが要望みたいなことをお話されたりしましたが、そういうスケジュールを分かるようにしてもらって、意見とかを言えるタイミングがほしいなと思うんですけども、お願いできますか。

会長 関係団体さんの声をどういう場面でいつ頃聞くかということなんですけども。

事務局 この審議会の中で、短い時間ではございますが、各委員さんのところに御意見を伺える部分があれば、その中で伺いたいとは思っておりますし、委員さんからの御意見はここで、委員さんの団体意見もこの場所でいただきたいと思っております。

会長 よろしいでしょうか。

D委員 ありがとうございます。

会長 ほか、ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。  
そうしましたら、次の案件に移りたいと思います。  
案件3、他市条例制定について、事務局から御説明をお願いいたしたいと思っております。

事務局 資料の2を御覧ください。  
まず、全国の条例の制定状況、現在346自治体になっております。大阪府内では17市町、府も入れまして18の自治体へ制定状況になっております。中核市におきまして、60都市のうち22市になっております。近隣中核市では、東大阪市が平成31年4月1日、寝屋川市が同じく平成31年4月1日、高槻市が本年、令和2年4月1日の施行となっております。また、近隣の北河内7市におきましては、大東市が府内で一番早く平成27年11月1日。続きまして、四條畷市が平成31年4月1日、交野市が本年、令和2年4月1日の施行となっております。

大阪府、大東市、寝屋川市、高槻市、大東市のほうを条例の規定事項にまとめましたものを、補足資料として、表にしてお出ししております。規定事項として、目的、定義、手話の意義、基本理念、言語としての手話の認識、手話の習得の機会の確保、市の責務、市民の役割、事業者の役割、事業者による手話の習得の機会確保への支援、学校による手話の習得の機会確保への支援、学校における取組、施策推進、意見聴取、財政上の措置というような規定事項がございまして、ここで見ますように、市として規定事項に上げられているようなものにつきましては、本市においても盛り込んでいきたいと考えております。

また、その他もそれぞれの市の特徴といえる部分につきましては、枚方市において、枚方市としての特徴が出せたらと考えており、それにつきましては、皆様の御意見をいただきたいと考えております。

会長 事務局から、他市の状況について、御説明がございましたが、そのあたりで何かヒントになるようなお話ございますでしょうか。

E委員 堺市では、最初は、手話言語条例をつくるということで、話がまとまりかけていたんですけども、障害施策推進協議会のほうで、知的障害とか、そういったコミュニケーションに困難を伴う人の御意見もやっぱり入れてほしいっていう、そちらの団体さんからの強い要望も出てきたので、手話言語だけにとらわれない条例に最終的にはなりましたが、元々、他市と同じような形で、手話言語条例をつくろうとしていた経過はあります。最初の段階では、関西では割と、比較的目立っている市である明石市さんのコミュニケーション条例を、参考にされたというところがあるというふうに聞いています。私も明石のほうに見学に行かせていただいたことあるんですけども、やっぱり、財政上の措置というところが、非常に重要だということを教えていただきました。ちょうど、堺市のほうでは、世界遺産に登録というときのタイミングだったので、旅行者の方への手話の対応とかいうところが、結構ポイントになっておりました。それに伴って、また、財政の問題もきっと出てくるので、いろいろとあちらを立てればこちらがっていう形で、結構、難しい議論はあったんですけども、最終的には、皆さん納得する形でできたということで、いろいろと意見交換とかはありましたので、ぜひ、枚方の8団体ということで書いてありますけれども、委員の皆さんと8団体の方と、ここはということとはぜひ、特定の論点はぜひ出していただいたほうが、実際の条例の形に持っていけるのではないかなというふうに思いますので、皆さんが100点満点でというところが、どうなるのか分からないですけども、ぜひ、論点の整理の上で、御希望のところは出していただいたら良いのではないかなと思っております。

会長 ありがとうございます。

私もですね、大東市の条例制定に携わったんですけども、大東市の場合は、府下初めてということで、かなり、試行錯誤の条例制定やったわけですけども、今、E委員が言われたように、いみじくもコミュニケーションは、いわゆる困難さは、ろうあ者だけではないですよ。いろんな方がコミュニケーションに困ってるんですということで、何で、ろうあ者だけに限定して条例をつくるんやというね、かなり難しい課題も出てきました。ただ、市町村の支援事業ということで、従来からコミュニケーションに関しては、充実していくかどうかは別にして、予算化されてますので、そのあたりを充実させていこうということで、当時は、ろうあ者に対する、手話は言語であるということ、かなり重要視して、手話に特化した形で条例をつくっていこうということにはなったわけですけども、その後、四條畷市のほうにも関わりがありまして、四條畷は同じような形でいわゆる、コミュニケーション条例ということで広げるという

御意見もかなりあったんですけども、四條畷市さんもかなり、手話に特化した条例に落ち着いたというんか、集約されていったということで聞いております。そのあたりが少し論点になるんかなという感じはいたします。ある意味、財政的な問題もかなり絡んでくる話ですので、ややこしいかも分かりませんが、ちょっと、そのあたりも整理が要るんかなという感じはいたします。

ほか、何かございませんでしょうか。

A委員

全日本ろうあ連盟は、全国に手話を広げようという意味で、手話言語条例ということ運動しているわけです。枚方市みたいに進んでるところっていうのはまだまだ少ないんですよ。地方になると手話通訳は要らんいうところも現実あるんです。そういう意味で、全日本ろうあ連盟が全国的に頑張ってるんです。そういう意味で、全日本ろうあ連盟が全国的に頑張ってるんです。非常にいい運動やってるんですけど、枚方としては、それと同じでいいのかっていったら、そうではない。枚方は枚方で進めてほしいと思うんです。一般的に手話言語条例って言葉ありますけれど、聞く人が聞くと何のことやって思われると思うんです。また、ろうあ者である僕らの立場でいうと、手話は言語って当たり前やんかってなるわけですね。ですから、名前といいますか、例えば、大東やったら、「大東市こころふれあう手話言語条例」とか書いてますとおり、「こころふれあう」って何かなと思うんですよ。僕の団体で、案をつくってですね、「手話で紡ぐ住み良い街・枚方手話言語条例」にしてほしいと思うんです。勝手なこと先言うてすみません。

会長

ありがとうございました。

ほか、他市の状況なんか聞かれては、いかがでしょうか。委員の皆さん。何か御意見、御質問ないでしょうか。

D委員

私ども、条例となるととても難しい文章とか、読んでても理解ができなかったりとか、いろいろ工夫をされて言葉選びをされているかと思うんですけども、たくさんの条例があつて、私がぱっと読んだ中では、やはり、大東とか、堺ってすごいなって思ったんですね。私の感じですけども。これだけの参考資料があつて、どこの市が一番、失礼な言い方ですけど、ろうあ者が使い勝手がいい条例なのかなという、一番どこが、これからの参考資料となる条例となるのかなっていうのを、もし教えてもらえるというか、あればいいなと思うんですけども。

会長

私の経験からすると、やはり宣言だけして、あとは何もしないということでは困るんです。どこの条例もそうなんですけども、条例をつくった、こういう感じでいきましょうという宣言をして、そして、それをどう進めていくかという具体的な継続した会議というのは、かなり大事になってくる。例えば、市の

職員さんの、手話をちょっと教えて習ってもらおうとか。市民に対して、もう一つ幅広く手話講座をやっていこうとか。それで、ステップアップしたような講座も開いていこうとか。そういうところから、学校なんかの、子供さんなんかの問題もかなりテーマとしては出てきたんです。子供さんの問題もやっぱり大事やと。教育も大事やということで、教育機関の中で、特に小中学校の場面で、どういう形で手話を広げていったらええんやとか、そのあたりもかなり議論をされました。ただ、大事なのは、つくった後、各市がどう動いてるかという、きちんとその精神に基づいた施策がうたれているかどうか。うたれてないところもあるし、ぼつぼつやってはるところもある。今、どことも市は財政難ですので、気持ちはあるけども、なかなか実現できへんというようなこともあるし、一番大事なんはやっぱり人材です。手話通訳の方をどれだけ、市の中で抱え込んでいかれてるんかという、人件費がかなり大きいですから。市にとって人を雇うというのは。その辺の難しさもあるけども、どっちにしても、どう条例の実現に向けて動いているかということが、一番大事かなという感じはします。

D委員        それも含めながら、条例の言葉というか、文言を作っていくっていう形。いろんなことを、いろいろ話をしながら、文章を作っていくという形になるんですね。ありがとうございます。

会長            ほか、ございませんか。

A委員        それでしたらね、私たちの団体が案を作ってるんです。ちょっと、会長か副会長さん、目を通してもらって、よければ、みんなに配るのはどうでしょうか。見てもらえますか。

会長            いいんじゃないですか、配ってもらって。

A委員        待って待って、確認してもらって、先に。

**【会長が資料を確認】**

会長            はい。ということで、今、団体さんでまとめられた文書が手元にあります。これも一つ参考にしていただくということで、こういう形で、ほかの団体さんもあれば、どんどん出していただいて。そして、委員さん見ていただいて参考にするという。そやから、そういう形で、読んでいくということでよろしいでしょうかね。

**【資料配布】**

会長 B委員さんともあるんですか。

B委員 先ほど、説明しましたものと同じです。

会長 どうぞ配ってください。

【資料配布】

D委員 私どもも一応、資料を作って、持参はしてないんですけど。今日は機会がないかなっていう感じで持ってきてないんですけども、私ども、聞こえる通訳者と聞こえない人と一緒に活動しているんですけども、双方から見た意見とか感覚っていうのがちょっとあるかと思うので、それをちょっとまとめて、次回お持ちしたほうがいいのか、それとも、お預けをしていつか渡していただけるのか。

会長 事務局のほうでどうでしょう、次回でよろしいでしょうかね。

事務局 次回、事務局も骨子案をお出しして、その中でいろいろ皆様の御意見をいただくという形で思っておるんですけども、そのときにいただいて、御意見として、具体的にお話しいただいたらいいかなと思いますが、いかがでしょうか。

会長 はい。そのときに、事務局のほうから骨子案みたいな、行政としての案みたいなのが出ますので。そのときに突き合わすいう形で出していただらいかがでしょうか。

D委員 ありがとうございます。

会長 そうしましたら、今日、いろいろ資料ありますけども、委員の皆さん、申し訳ないですけどもまた、読んでいただきたいと思います。

一応、案件2については、これまでですかね。

事務局 案件2は以上でございます。

会長 わかりました。そうしましたら、まだまだいろんな意見があると思いますが、今後も条例制定に向けて、この審議会において委員の皆様方からいろいろ御意見をいただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

そうしましたら、次の案件について、事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

事務局 本日、皆様から御意見いただいたものを踏まえまして、7月に、先ほどもお伝えしました、ここには参加していらっしゃる手話サークル等の関係団体からの意見聴取も行った上で、8月をめどに、第2回の審議会を開催させていただきます、その中では、骨子案をお示しさせていただきますので、その中でまた皆様から活発な御意見をいただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま、事務局から御説明がありましたが、本日いただいた御意見と、また、7月に、市内の手話サークルなどから意見聴取を行った上、8月をめどに、第2回審議会を開催していただきたいとのことです。その際には、事務局より骨子案が出されるということになりますので、皆様方からの御意見をいただきたいとのことです。よろしくお願いいたしますと思います。  
事務局、そのほか、ありますでしょうか。

事務局 また次回の第2回の審議会の日程につきまして、皆様に改めて御連絡をさせていただきますので、調整等よろしくお願いいたします。

会長 それでは、これをもちまして、（仮称）枚方市手話言語条例策定審議会を閉会いたしたいと思っております。皆様、お疲れさまでございました。